

管理経費が非常に負担になっており、機械を手放さなければならなくなるような、そういった切実な声を寄せていただいているところです。

このような状況は私ども長井市のみならず全県的な問題となっており、議員おっしゃるとおり山形県では令和2年度に稼働保障制度を創設し、令和5年度に初めて運用したところです。この場合の山形県の稼働保障制度とは、10年間の、これも議員がおっしゃったとおり、平均稼働時間に対する経費を平均に満たない年度の場合に保障する制度ということでございますが、令和5年度他市町村の状況では、待機補償料、これ人的補償のみや人的補償に機械補償を組み合わせたもの、稼働保障を行っている市町村など補償時間や単価もばらばらであり、どれ一つとして同じ市町村はないというのは現状でございます。もちろん地域性により降雪量や除雪台数によっても違いますが、ご承知のとおり除雪経費は一般財源で賄われており、行政としてもその対応に相当苦勞してる様子がかえります。

実は昨日、財政調整基金のご質問などもございましたけれども、この除雪を考えると、もう本当一般財源でよほどのことがない限り国のほうから支援というのは基本ないと。たしか平成29年の豪雪のときは、これは地元の国会議員の先生方がいろいろ動いていただいて、特別に数千万円、うち1億円までいただいてないと思うんですが、ということは特別にありました。ただし、通常は特交をお願いすると。ですから、実際どのぐらい見込んでいただいているか、分かんないという状況で、実は私どもも本当につらいんですね。これは建設業界あつての除雪できる体制ですから、その立場も考えて業界の皆さんにご協力いただけるようなそういう、それこそ持続可能な体制を取らなきゃいけないということなんです。この一般財源でしか賄うことができないというのが非常に厳しい状況です。

長井市でも従来の待機補償制度の見直しを図

り、業者負担の軽減と安定的な除雪機械やオペレーターの確保を目的として人的補償と機械経費の組合せや稼働保障との総合的なシミュレーションを図りながら令和6年度の除雪業務から適用させるべく現在最終的な調整を行っているところです。この制度については今後の降雪状況等を見ながら随時見直しを図っていく必要があると考えており、例えば気象変動により毎年数回の出勤しかないような状況になれば除雪機械を市側が全てリースして委託業務する等根本的な除雪体制の見直しを図っていく必要もあるのかなと考えておりまして、この辺はぜひ業界の皆様と腹を割って話をし、何とかこれからどうするかということと一緒に頑張ってご協力いただきながら検討してまいりたいと考えてるところです。

○鈴木富美子議長 11番、浅野敏明議員。

○11番 浅野敏明議員 分かりました。今後、十分に検討していただきたいと思います。

先ほど建設課長から説明あったように、10年間の平均早朝除雪出動日数が21日なんですね。それに対して令和元年度が1回、令和5年度が5回ですか、そういったばらつきがありますので、最低限どの辺に定めるかは今後検討していただきたいんですが、先ほど一つの案として山形県の保障制度を提案させていただきましたが、長井市に合った保障制度を確立していただければと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

平 進介議員の質問

○鈴木富美子議長 次に、順位7番、議席番号13番、平 進介議員。

(13番平 進介議員登壇)

○13番 平 進介議員 おはようございます。
共創長井の平 進介でございます。よろしくお
願いいたします。

このたびの一般質問は、大きく2項目についてお尋ねをいたします。

近年、地球温暖化等による猛暑や災害等が全国各地で発生しております。

先月も台風10号が非常にゆったりとした速度で日本列島を縦断し、各地に甚大な被害と爪跡を残しました。

また、7月下旬の記録的豪雨により、本県の庄内や最上、秋田県で河川の氾濫や土砂崩れなどが発生し、甚大な被害が出たばかりで、特に新庄市では住民救助に向かった警察官お二人が亡くられるなど悲惨な惨事となりました。

亡くられました皆様にお悔やみを申し上げますとともに、被災された皆様に謹んでお見舞いを申し上げます。

山形県は、今月3日現在の被害総額は約913億円で、大規模火災などを含め本県で発生した被害では過去最悪となったと発表しております。

政府は、今月6日に閣議を開き、山形・秋田両県の被害を含む6月8日から7月30日の豪雨に対し自治体を限定せずに激甚災害に指定することを閣議決定いたしました。

こうした1,000年に一度や100年に一度と言われる災害が毎年のように国内のどこかで発生するような時代を迎えております。

防災等の面から常に災害等を防ぐ手だてを進めておく必要があると思っております。

さて、今年も猛暑でありました。報道等によれば、6月から8月の日本の平均気温は昨年と並んで過去最高とのことでございます。今月1日までに熱中症で病院に搬送された人の数は全国で8万5,000人余りと、昨年と同じ時期と比べて2,700人ほど多くなっており、過去2番目に高い水準で推移しているとのことであります。年齢別では65歳以上の高齢者が4万9,575人と

最も多く、半数以上を占めたということでございます。

この暑さに、我が家でも寝室の部屋を少しリフォームし、エアコンも設置いたしました。これまでは窓を開けて何とかしのいでおりましたが、さすがに熱帯夜は寝苦しく、我慢の限度を超えたという感じでリフォームしたところでございます。

リフォームとエアコンで快適に過ごすことはできておりますが、市建設課の住宅リフォームの補助制度のありがたさを改めて感じたところでございます。

こうしたことを踏まえまして、猛暑や災害などから市民生活を守るという観点から、項目を絞って何点かお尋ねしてまいりますので、前向きな答弁をお願いいたします。

最初の項目ですが、1番の猛暑や災害などから市民の暮らしを守るためについて3点についてお尋ねをいたします。

まず、(1)近年の猛暑による影響と対応策についてでございます。

先ほども申し上げましたが、近年は猛暑日が多くなっているようでございます。それに伴い熱中症による救急搬送もあるのではないかと思っております。

そこで、①熱中症(疑い)による救急搬送状況について昨年度と今年度の搬送状況について消防主幹にお聞きをいたします。

西置賜管内のうち、長井市で発生した熱中症(疑い)の搬送件数について、令和5年度全体の件数並びに8月末時点での令和5年度と令和6年度の搬送件数をお聞かせください。

○鈴木富美子議長 丸川康博消防主幹。

○丸川康博消防主幹 熱中症疑いも含めました熱中症の搬送件数につきましては、令和5年度につきましては西置賜管内で42件発生しております、うち長井市内につきましては18件となっております。

また、8月末時点での搬送件数につきましては、令和5年度では西置賜管内が37件、うち長井市内は15件となっております。令和6年度につきましては、西置賜管内が21件、うち長井市内が9件となっております。

○鈴木富美子議長 13番、平 進介議員。

○13番 平 進介議員 令和5年度の長井市の救急搬送者数については18件、今年度の8月末までが9件、昨年度は15件ということで、昨年度よりは少し少なくなっているというようなことでございます。

救急車を要請するというのもなかなか、呼ぶ方にとってちょっと少し何か一つ踏み込まないと呼べないというようなところがあるかなということがあると思います。救急車を要請しないで我慢される方も中にはいらっしゃると思いますので、熱中症の疑いの方を含めればかなり多い人数になるのではないかなと思っております。

次の質問に参ります。次に、この②のエアコンのない生活保護世帯への対応について市長に伺います。

この夏の猛暑には市民の皆さんも閉口されておられるのではないかと察しているところです。その中でも生活保護を受けておられる世帯の皆さんはどう過ごされておられるのだろうかと思ったところです。

本年3月末現在、生活保護を受けておられる世帯は149世帯183人となっております。この方々に対するエアコン設置の扶助制度があるのかどうか。

全国の自治体の中には、エアコンが設置されていないか、あっても壊れて使用できない生活保護受給世帯に対し、市が10万円を限度に全額補助してエアコンを設置するというような自治体もあるようです。

本市においても同じような支援ができないものかと思いますが、市長の見解を伺います。

○鈴木富美子議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 平 進介議員からご質問ありました件についてお答えを申し上げます。

平 進介議員がおっしゃるように、本当に生活が厳しくてエアコンを設置できないというご家庭が、生活保護の世帯のみならず、ある意味でいえば高齢者だけの世帯であったり、あるいは生活保護を受けたいのだけでも、受けられないと、いろんな条件で、そういったことを考えますと、100世帯、200世帯どころか、もっと広い意味で考えなきゃいけないと思っております。

生活保護を受けておられる方には、これ原則でございますが、生活保護法による保護の実施要綱によりまして特別な事情がある場合に限りエアコンの購入費を扶助することが認められております。

これはご存じだと思いますが、その扶助可能な具体例、具体的に5つの場合というのはございまして、まず1つは、1番目は、保護開始時に所有していない場合。2つ目は、長期入院、入所後に退院、退所し、新たに単身で居住を始める場合。3つ目は、災害により喪失して、災害救助法等の他制度の措置が受けられない場合。4つ目は、転居の場合であって新旧住宅の設備の相違により現に所有している機器を使用することができずに再度購入する必要がある場合。5つ目が犯罪や暴力等により生命、身体の安全確保のため転居する場合という5つの場合というのが基本的な基準だそうでございます。

生活保護を受けておられる方については、原則としてエアコンも含め日常生活に必要な生活用品は保護費のやりくりによって計画的に購入していただくものということになっております。

議員からは他の自治体のようにエアコンのない生活保護世帯に対し長井市でも支援できないかというご質問でございますが、私どもで担当のほうで調べた限りですと、例えば山形県内の13市には電話で聞き取りをしまして、これ新庄市さんが新たに制度つくったんですね。ただし、

これは生活保護世帯ということだけではなくて、高齢者世帯、障がい者世帯、非課税世帯などを対象として、対象経費、上限5万円で支援するというのが唯一でございます。

あと全国でいろんなホームページなどを調べて新庄市さん含めて8つの自治体は確認できたのですが、先ほど申し上げましたように生活保護世帯についてはそういう基準がありますので、独自に制度を設けてるところは極めて少ないと考えております。

生活保護制度の基本的な考え方といたしまして、ただいま申し上げましたように日常生活に必要な生活用品は保護費のやりくりによって計画的に導入いただくことになってるため、現在のところ生活保護者世帯ということでの支援は検討しておりません。やるのでしたらもっと広範囲に考える必要があると思っております。

福祉事務所としましては、これ市の福祉事務所でございますけれども、日頃の訪問や電話等の際に体調の確認や適切な水分や塩分補給など熱中症予防のための助言を行うほか、エアコンの購入の意向を確認し、必要に応じて購入に向けた家計管理に係る助言、指導を行っております。

また、これ保護費のやりくりによって購入が困難な場合、これ生活保護者なんですけれども、あるいは非課税世帯とか、ちょっと生活が厳しいというご家庭などに対しては市の社会福祉協議会の生活福祉基金の資金の借入れが可能でありますので、その助言等を行っているということで、決して道がないわけじゃないと。

ただ、私どももふんだんに一般財源があればそういったきめ細かな支援というのを考えなきゃいけないと思いますが、まず実態なども、あるいは様々な方々からのご意見などいただきながら検討する必要がある場合は、生活保護者のみならずいろんな世帯、いろんな立場の人のためにどうするか検討する必要があると考えております。

○鈴木富美子議長 13番、平 進介議員。

○13番 平 進介議員 基本的には生活保護費のやりくりでということで、住宅補助、生活扶助の中のやりくりというような格好になるのかですが、今、市長のほうから社会福祉協議会の生活福祉基金などの紹介もということでございますけれども、149世帯の生活保護世帯にエアコンがあるのかどうかというところの把握の状況についてはいかがなっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○鈴木富美子議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 この件については、ちょっと私、手持ち資料ございませんので、福祉あんしん課長に答弁いたさせます。

○鈴木富美子議長 梅津義徳福祉あんしん課長。

○梅津義徳福祉あんしん課長 生活保護者のエアコンの導入状況でございますが、今年の8月31日現在でございますけれども、被保護世帯数149世帯中、入院、入所の方が48世帯いらっしゃるの、101世帯、居宅の方でございますが、その内訳でございます。エアコンがある世帯が43世帯、ない方が48世帯、ちょっと分からない方が10世帯というようなことで、全体の42%ほどの世帯でエアコンを所有してるという調査を行っているところでございます。

○鈴木富美子議長 13番、平 進介議員。

○13番 平 進介議員 福祉あんしん課のほうでも生活保護世帯の中のエアコンの状況について把握されておられるということですが、149世帯のうち居宅の方が101世帯で、エアコンありが43世帯、ない方が48世帯、不明の方10世帯ということでございますけれども、少なくとも48世帯の方についてはこの暑い夏をエアコンなしで過ごされているということなどもございますので、ぜひ今後も注意、注視、注意深く見守っていただきながら対応できるようにお願いしたいと思いますし、先ほど市長から紹介ありました、13市の中で新庄市についてはさらに広げて

対応されているというようなことでございますので、引き続き検討いただければと思います。よろしくお願いたします。

次に、2番の災害時等におけるドローンの活用についてお尋ねをいたします。

本市では、スマートシティ長井の実現に向けた取組として様々なDXに取り組んでおります。総合政策課の資料によれば、その中でドローンの普及、ドローン技術者の確保・育成ということで、農業や防災、有害鳥獣対策などの分野での活用、技術者の育成を検討しているということでもあります。

先月23日の山形新聞に、物資輸送ドローン活用、災害時の孤立想定訓練という記事が載っておりました。デジタル技術で地域課題の解決を図るスマートシティ長井実現事業の一環で、N T Tや建設会社の協力を得て物資輸送訓練を行ったという内容の記事でございました。

そこで初めに、①災害時等のドローン活用について危機管理参与にお聞きをいたします。

近年、急速にドローンの性能が向上してきたこともあり、様々な分野でドローンが活用され始めました。

そこで、長井市として災害時等のドローンの活用をどのように位置づけ、活用を考えておられるのか、お聞きをいたします。

○鈴木富美子議長 高石潤一危機管理参与。

○高石潤一危機管理参与 おはようございます。

平議員からのご質問にお答えいたします。

災害時のドローンの活用ということでは、1つ目が地震や豪雨災害時の俯瞰的な災害の全体像の把握による早期の情報収集、2つ目が建物火災や林野火災発生時の火災の拡大状況の確認、3つ目が山間部等における遭難事故発生時の要救助者の捜索、4つ目が8月22日に実施した訓練のように孤立した集落や避難所への物資輸送など状況に応じまして多くの使い道があると考えております。

また、スマートシティ長井実現事業での実証実験のように、熊やイノシシ等の有害鳥獣等の出没による捕獲時の補助活用にも有効であるということを確認しておるところでございます。

本市といたしましては、ドローンを災害時等の対応に用いる効果的なツールの一つと位置づけまして、災害等の状況に応じた活用を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

○鈴木富美子議長 13番、平 進介議員。

○13番 平 進介議員 4つプラス1で5つぐらいということでございますが、効果的ツールとして積極的に活用していくという考え方ということで、理解をいたしました。

次に、この②ですが、現状の災害時等のドローンの調達方法について危機管理参与にお聞きをいたします。

現状において災害が発生した場合、被害状況の把握や孤立地域への物資輸送等が必要となったときには、ドローンが有効で必要となると思いますが、そのドローンの調達方法をどのように計画されているのか、お聞きをいたします。

○鈴木富美子議長 高石潤一危機管理参与。

○高石潤一危機管理参与 まず被害状況の把握ということでは、先ほど答弁させていただいたとおりドローンは非常に有効なツールであると考えています。

今年の4月28日から5月上旬の高島町安久津地内の大規模林野火災及び5月4日から12日にかけての南陽市宮内地内秋葉山の大规模林野火災におきまして置賜広域行政事務組合消防本部で所有する2台のドローンが活躍し、延焼状況の把握に大いに役立ったと聞いておりますし、また置賜3市5町で災害時のレジリエンス強化、これは災害対応力の強化の推進プロジェクトに関する連携協定を結んでいるN T T東日本さんからも災害協力として熱画像カメラ搭載ドローンによる空中撮影によりまして延焼を食い止めるための重要箇所の特定制や地上活動隊で対処可

能な箇所の特特定など消火活動の支援に当たっていただいた、支援をしていただいたということでございます。

また、孤立地域への物資輸送ということでは、山形県において今年の6月7日に天童市の株式会社市重郎建設と災害時における無人航空機の活用に関する協定というものを締結しております。県内で災害が発生もしくは発生のおそれのある場合、同社に対しドローンによる救援物資等の緊急輸送のみならず、被災現場の空中撮影、捜索活動などの協力要請ができることになっております。これらのことを踏まえまして本市での災害時におきましては、当面は西置賜行政事務組合消防本部を通しての置賜広域行政組合消防本部やドローン所有の県内消防本部、それから山形県を通しての株式会社市重郎建設への協力要請を行いますとともに、市内でドローンを所有している建設会社さんなどと協体制度を構築していくことで議員ご質問のドローンの調達を行ってまいりたいと考えております。

○鈴木富美子議長 13番、平 進介議員。

○13番 平 進介議員 それぞれの災害に応じたドローンの調達をするというようなことで、協定等も進められておられるというようなことでございます。

次の質問ですが、③の大規模災害時と小規模時のドローンの活用について、また危機管理参与にお聞きをいたします。

災害には、大規模な災害と、そこまでは行かないような小規模な災害に分けられると思います。例えば、災害と言えるかですが、先ほど熊、イノシシということありましたが、熊の出没などにより猟友会との連携を図るためのドローン活用などがあると思います。

こうした災害の大きさなどによりドローンの活用も異なってくると思いますが、市の危機管理対策としてどのようになっているのか、少しかぶる点はございますが、お聞きをいたします。

○鈴木富美子議長 高石潤一危機管理参与。

○高石潤一危機管理参与 1番目の質問で答弁させていただきましたように、災害時におけるドローンの活用方法については、地震や豪雨災害時の俯瞰的な災害の全体像の把握による早期の情報収集、建物火災や林野火災発生時の火災の拡大状況の確認、山間部等における遭難事故発生時の要救助者の捜索や物資輸送、孤立した集落や避難所への医薬品や食料、飲料水などの物資輸送などが考えられます。

また、有害鳥獣対策におけるドローンの活用につきましてもスマートシティ長井実現事業の取組を通じて先ほど申しましたように熊やイノシシ等の有害鳥獣等の出没による捕獲時の補助活用として有用であることが確認できておりますけれども、今後本格的に活用していく場合に、どこが所有する機体を使うのか、例えば猟友会さんに所有していただくのか、NTTさんなどの民間が所有する機体をお願いするかなど、それからその機体を誰が操縦することがよいのか、猟友会の会員さんに操縦していただくのか、民間の社員の方に操縦していただくのかなどについて、実際に有害鳥獣の捕獲に当たる猟友会の皆さんと協議を重ねながら、どういった運用方法がいいのか検討してまいりたいと考えております。

○鈴木富美子議長 13番、平 進介議員。

○13番 平 進介議員 先ほど挙げた例でも猟友会等とか、そうしたところと協議しながらというようなお話でした。

次の質問です。④のドローンの操縦資格について、再び危機管理参与にお聞きをいたします。

ドローンの飛行場所や飛行方法について、2022年（令和4年）に航空法が改正され、新しい制度が設けられたと聞いております。この中で、本体とバッテリーの総重量が100グラム以上の機体を飛行させる場合には操縦資格が必要となるということのようですので、その内容に

ついてお聞かせいただければと思います。

○鈴木富美子議長 高石潤一危機管理参与。

○高石潤一危機管理参与 機体重量が100グラム以上のドローンにつきましては、航空法の改正により、令和4年6月20日から無人航空機としての扱いに変わりまして、機体の登録義務が生じたほか、飛行禁止区域などの飛行空域に関する規制、それから飛行方法に関する規制などがかかるようになっております。

ドローンの操縦資格については、これも令和4年12月6日から国家資格である無人航空機の操縦者技能証明制度、いわゆる操縦ライセンス制度が開始されました。その国家資格には、一等無人航空機操縦士、一等資格と二等無人航空機操縦士、二等資格の2つの区分がございます。

一等資格と二等資格の違いでございますが、ドローンの飛行形態については、レベル1からレベル4まで4つのレベル分けがなされておまして、レベル1が補助者ありでの目視外飛行を含む目視内での手動操縦飛行、レベル2が補助者ありでの目視外飛行を含む目視内での自動飛行、レベル3が補助者の配置なしでの無人地帯での目視外飛行、レベル4が補助者の配置なしでの有人地帯での目視外飛行となっておりますけれども、一等資格保持者につきましてはそれまで認められていなかったレベル4の有人地帯における補助者なしでの目視外飛行ができるようになりました。

さらには従来ドローンを飛ばす場合には飛行エリアを国土交通省に申請しまして、許可、承認を受ける必要がありましたが、国家資格保持者については各種手続が不要もしくは簡略化されております。

これらのことによって、例えばドローンを使った物資の搬送、災害発生時の救助支援活動、スタジアムでのスポーツ中継、イベント会場の警備などドローンの活用が大きく広がったと言われているところでございます。

○鈴木富美子議長 13番、平 進介議員。

○13番 平 進介議員 一等操縦士と二等ということでございますが、例えば、資格取得するための費用ですが、直接実地で一発取る場合と講習に行き取する場合ということで、一等というのはなかなか、私はこの後、職員の皆さんという話に行くんで、二等無人航空機操縦士が免許取得する場合の費用などについてどれぐらいかかるのか教えていただければと思います。

○鈴木富美子議長 高石潤一危機管理参与。

○高石潤一危機管理参与 ある資料によりますと、費用はスクールやコースによって違いますが、一例で挙げますと、一等の場合は70万円から130万円、二等の場合は40万円前後かかるとなっております。

○鈴木富美子議長 13番、平 進介議員。

○13番 平 進介議員 二等のところ40万円前後、学校に通うというか、講習を受けながら取る場合ということでございます。

次に移ります。5番のドローンの市所有と職員の資格取得について市長に伺います。

これまでもお聞きしてきた中で、小規模な事案に対するドローンの活用が必要な場合が出てくると思っております。

その場合に、その都度ドローンの出動や貸出しを他の機関等に要請するのではなく、市でドローンを所有して、資格を持った職員が操縦するというのも迅速に対応するという点では必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。市長の見解を伺います。

○鈴木富美子議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 以前、3月定例会で内谷邦彦議員からの一般質問の答弁内容と重複する分もあるかと思いますが、ドローンの操縦に当たりましては、いろいろ高石参与からありましたが、原則資格等がなくても操縦することは可能であると。ただし、150メートル以上の上空、人口集中地区の上空、空港などの周辺、夜間、イベ

ント会場のような催し場所での飛行など特定飛行に該当する場合は、飛行許可申請や飛行承認申請が必要になってくる。

また、先ほどの高石参与の答弁にもありましたが、機体重量が100グラム以上のドローンについては、航空法の改正により令和4年6月20日から無人航空機としての扱いに変わりまして、機体の登録義務が生じるほか、飛行禁止区域などの飛行区域に関する規則、規制、飛行方法に関する規制などがかかるようになってくるということでございます。

ドローンを導入する場合は、その目的に応じた装備、能力に備えた機体が必要であり、機体も安価なものであれば数十万円程度であります。1,000万円を超えるものももちろんあるわけでございます。その程度なんですけども。職員が自らドローンを操縦することについては、議員おっしゃるように迅速性の面では有効ではありますが、活用にあたっては場面に応じた操縦技術がなければせっかくの機材が無駄になるということで、かなりこれはそう簡単なことではないと私は思っております。

また、機体ごとの講習を受ける必要があり、費用は1回の講習につき30万円程度かかると。さらには費用に見合うほど日常の使用頻度は果たして高いのかどうかですよね。

操縦できる特定の職員を専属で置く必要があるわけですよ。4万円じゃなくて、40万円ぐらいかかるということですから、しかも1人では駄目なわけですね。ある程度抱えとかなきゃいけない。そうすると、もう専属になっちゃうんですね。そういったことで操縦できる特定の職員を専属で置くということについては、職員の配置上も適切ではないと、職員は増やせないと、なおかつ基本的に今、行二の職員もいらっやいますけども、全て行一、どっかの時点で切り替えなきゃいけないと思っておりますので、そういった意味でいえば専属の職員を置くという

のは難しいのかと思います。

以上のことから、議員ご提案の熊出没などの小規模事案におけるドローンの活用については、ドローンの操縦を熟知をしている民間の団体、会社等に事案の規模や種類に応じて委託していくことが費用対効果の面から、あるいは職員の負担などを考えますと適切であろうと現時点では考えております。

○鈴木富美子議長 13番、平 進介議員。

○13番 平 進介議員 そんなに頻繁に災害等そういった事案が発生するという事ではないと思いますから、そうした面で長井市の財政的な面も考えれば市長の今の答弁ということもあるのかもしれませんが、専属というか、例えば今のドローンを活用する課という、総務課の危機管理とか、農林、建設、総合政策、所管ですから、あと教育委員会、消防団など結構多岐にわたってくるのではないかと思います。資格取得についても30万円、40万円というようなお話でございますし、ドローンの機体も安いものではないわけですが、小規模な災害等に対応したものということであれば1台とか、そうしたものを準備しておくということも今後必要なのかなと思ったところです。ドローンの整備に関する補助メニュー、それから資格取得の補助メニューなどいろいろ見ていただいて、今後少し検討していただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

次の項目でございます。3番の除雪オペレーターの高齢化に伴う対応策についてお尋ねをいたします。

これについては先ほど浅野敏明議員から、ちょっとは違いますが、除雪の件での質問がございました。

初めに、①市内の除雪オペレーターの現状について建設課長にお聞きをいたします。

冬期間における除雪体制の確保は、市民生活を守るためには非常に大事な行政の役割となり

ます。

令和5年度の道路除雪計画によれば、除雪体制は、除雪業務連絡協議会と連携し、おおむね路面積雪10センチから15センチメートルを出動基準としております。

その中で、機械除雪については、貸付機械15台、借り上げ機械60台、随時工区分の借り上げ機械19台で、合計94台の除雪機械が稼働することになります。

1人1台の乗務であれば、94人の除雪オペレーターが必要ということになります。また、それ以外に交代要員も確保しておかなければなりませんから、最低でも100人以上のオペレーターがいないと除雪作業は順調には進まないということになるのではないのでしょうか。

そうした中で、近年言われていることは、除雪オペレーターが高齢化しているということでもあります。

そこで、長井市において実際にどのような現状になっているのか、把握されている内容について建設課長にお聞きをいたします。

○鈴木富美子議長 若月由紀建設課長。

○若月由紀建設課長 除雪オペレーターの現状でございますが、本市の除雪作業に従事していただいている方は、令和5年度の除雪において把握した数字でございますが、総数で178名となっており、おおむね1台の除雪機に2名のオペレーターがいる計算になります。

その178名の平均年齢は51.4歳。参考までに申し上げますと、最年少の方が21歳、最年長の方が77歳となっております。

オペレーターの年代別では、40代が一番多く55名で、全体の31%という状況ですが、一方、50歳以上は93名で、全体の52%を占めており、極端ではございませんが、緩やかにオペレーターの高齢化が進んでいると認識をしているところでございます。

○鈴木富美子議長 13番、平 進介議員。

○13番 平 進介議員 思ったよりも若いなという感じが、ちょっと意外な感じしました。令和5年度で178人で、平均年齢が51.4歳、40代55人で31%、50代が93人で52%、最高齢の方が77歳ということで、建設課のほうでは緩やかに少しずつ上がっているという認識のようでございます。

その中で、2番の市長への質問になりますが、行政として若いオペレーターを養成する対策についてということでお尋ねいたします。

ただいま申し上げましたようにというか、これ除雪のオペレーターが高齢化しておりというところでは私が想像しているところよりも少し若いなという感じはするわけですけども、もうその市内の建設業者等においてオペレーターの確保にも苦慮されているんじゃないかというようなお話などもお聞きします。

こうした建設業者等に一切を任せるのではなく、安全で快適な市民生活を確保する上でも行政として一緒に考えていかなければならない大切な事案だと思いますが、いかがでしょうか。市長にお伺いをいたします。

○鈴木富美子議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 近年の異常気象により除雪については年度ごとの稼働日数にばらつきがあり、予測困難で不安定な状況となっております。

先ほど浅野議員のご質問の中でもいろいろございましたけれども、除雪業者の皆様からは、長井市除雪業務連絡協議会を通して除雪機械の経費として適切な補償を求める声があり、要望書も提出いただいているところです。

現在機械補償も含める形で補償制度の見直しを進めており、令和6年度の除雪業務から適用できるように長井市除雪業務連絡協議会と協議を重ねています。まずはこの新たな制度により業者の皆様負担軽減と経営の安定を図り、オペレーターの確保や労働環境の改善等につなげていければと期待しているところでござい

ます。

ご提案ありました除雪オペレーターの高齢化や担い手不足は、本市だけでなく、県、ひいては降雪地域全体に共通する課題でございますので、道路除雪関係機関が開催する、市が行うべきじゃないのかということもございますけれども、除雪講習会、あるいは業界というのはしっかりしてるんですね、建設業界は。山形県が実施する山形県除雪オペレーター担い手確保支援事業等の支援策もありますので、こうした制度を紹介させていただきながら、市としても除雪オペレーターの確保やスキルアップ等の支援に取り組んでまいりたいと思います。

基本的には平議員おっしゃるの分かるんですが、全て何でもかんでも市でやれ、市でやれというのは、ちょっともうこれから、昨日あったように本当財政状況大変なんですよ。ですから、行財政改革やったじゃないですか。あのとき何だったですか、合い言葉。民でできることは民で、官でできることは官で、そして市民の皆様との協働でこれから乗り切らなきゃいけない。それが私は持続可能な行政運営であり、財政管理だと思いますので、おっしゃることは分かるんですが、こういったことはあるんですよ、しつかり。むしろ向こうのほうが我々より上手ですよ。ですから、この10年間で自分たちで新しい人を開拓して、若返ってるんですね。そんなことも踏まえてぜひそういった方向でご理解いただければと思います。

○鈴木富美子議長 13番、平 進介議員。

○13番 平 進介議員 課題の大きな一つかと思いましたが、業界のほうでもかなり頑張っただけでいらっしゃるということでございますので、引き続きそうした努力に期待をしていきたいと思っております。

次に、大きな項目の2つ目のeスポーツについてお尋ねいたします。

初めに、(1) eスポーツの目的はについて

総合政策課長にお聞きをいたします。

パンフレットによれば、eスポーツ施設は、令和4年4月16日、名称N e - s tとしてタスビルの1階にオープンした施設ということでございますが、この施設の所有や運営形態、目的についてお聞きをいたします。

○鈴木富美子議長 渡邊恵子総合政策課長。

○渡邊恵子総合政策課長 N A G A I e - s p o r t s s t u d i o、N e - s tは、施設については令和2年度補正予算において国の地方創生拠点整備交付金を活用し整備したもので、所有は置賜地域地場産業振興センターとなっております。

また、機器類の整備と運営につきましては、国のデジタル田園都市国家構想交付金などを活用し、実質的な運営は日本・アルカディア・ネットワーク株式会社、J A Nが担っております。

その目的についてですけれども、世界的なeスポーツの広がりを見据え、一定規模のeスポーツイベント開催によって交流人口を拡大することや、またeスポーツをきっかけとしたDX人材の確保、育成を目的として整備された施設となっております。

○鈴木富美子議長 13番、平 進介議員。

○13番 平 進介議員 次に、(2)の会員資格、登録者数と年代構成について総合政策課長にお聞きをいたします。

オープンから2年4カ月ほど経過したわけですが、会員になるための資格要件及び会員登録者数と年代構成についてお聞かせください。市内、市外の別についてもお願いをいたします。

○鈴木富美子議長 渡邊恵子総合政策課長。

○渡邊恵子総合政策課長 N e - s tの会員となるためには、一般的にアカウントと呼ばれる個人認証情報の作成のために必要となる電子メールアドレスを持っていることが必要になります。

会員登録者数は、8月末現在で383人となっております。

年代や市内外の別については、登録情報として管理していないため正確な情報は把握しておりませんが、聞き取りによりますと市内中学生、高校生の利用を中心に10代から20代、次いで30代から40代の方のご利用が多いという状況になっているようです。

○鈴木富美子議長 13番、平 進介議員。

○13番 平 進介議員 次に、(3)の会員登録は小学生や高齢者に難しくないかについて総合政策課長にお聞きをいたします。

今年の夏休み期間中、私の孫の小学校2年生の男が泊まりに来まして、ゲームが好きだというので、気軽にeスポーツのN e - s tに連れていったところでした。

そのときは利用者は誰もいませんでしたが、職員の方にゲームをしたい旨を話したところ、会員登録が必要とのことで、グーグルかLINEをしていますかと聞かれまして、自分のスマホを職員の方に渡して、LINEから会員登録をしていただきました。

利用料金は2時間500円ということで、ゲーム機に座りゲームができるのかと思ったら、今度は利用する人ごとにアカウントが必要と言われたところでした。

その時点で、いや、また来ますということで施設を後にしたわけですが、ここで思ったわけです。この施設を利用するには、初めのハードルがかなり高いんじゃないかと。小学生や高齢者が利用するには、会員登録をはじめ、ゲームを始めるまでの手続が非常に難しいと感じたところですが、課長はどのように認識されておられますか。

○鈴木富美子議長 渡邊恵子総合政策課長。

○渡邊恵子総合政策課長 eスポーツについては、通信機能を利用して対戦を行うこともあり、個人識別のためにアカウントを作成することが必須となっているのが一般的です。N e - s tでは作成したアカウントによって座席の割当てや

利用時間、料金の管理なども行っており、運営上必要な手続ですので、ご理解をいただければと思います。

最近ではこうしたアカウントの作成が必要な、例えばネットショッピングのようなものを利用する機会も増えて、初めてであってもこうした手続に特に抵抗はないというケースも増えているようです。

一方で、全く経験のない方にとっては当然難しいと感じる部分もあると思いますので、そういった場合にはN e - s tを運営するJANの担当者が丁寧に対応していると認識しております。

○鈴木富美子議長 13番、平 進介議員。

○13番 平 進介議員 次に移ります。(4)の開設前は高齢者にもできるeスポーツということだったと思っておりますが、現状はどうかについて総合政策課長にお聞きをいたします。

現在、NAGAI ESPORTS FAIR 2024として、市内6地区対抗eスポーツ大会が行われようとしております。夏休みに各地区のコミュニティセンターには、太鼓でリズムを取る「太鼓の達人」とサーキットの「グランツーリスモ」の機器が置かれておりました。

11月に各コミュニティセンターで予選会を実施して、12月15日に本戦をするというイベントのようでございます。

この2つのゲームを含め、N e - s tの施設外からネットでつながるゲームについて、開設前は高齢者でもできるという触れ込みだったと記憶しておりますが、課長はどう認識しておられるのか、お聞きをいたします。

○鈴木富美子議長 渡邊恵子総合政策課長。

○渡邊恵子総合政策課長 冒頭で申し上げましたとおり、N e - s tはeスポーツをきっかけとした交流人口の拡大やDX人材の育成などを主な目的として設置しており、パソコンなど非常に高い性能の設備と集中してeスポーツに取り

組める環境が整っております。

このため一定程度の技術、知識を有する方の体験や練習の場所としての利用が多い状況ではありますけれども、全く経験のないご高齢の方であっても、例えばある程度まとまった人数でお越しただいて、スタッフに教わりながらみんなゲームを楽しんでいただくというような利用も想定されていると認識しております。

高齢者向けのeスポーツについては、デジタル技術に触れるきっかけ、また認知症予防など新たな取組として普及を進めているもので、こちらはN e - s tの利用に限らず進めてまいりたいと思っております。

議員ご案内のとおり、今年度は市内6地区対抗eスポーツ大会を企画しております、各地区コミュニティセンターに「太鼓の達人」と「グランツーリスモ」のフリー体験ブースを設けて、皆さんにお使いいただきたいと考えております。こちらについてはぜひ気軽に触れ、親しんでいただく機会として知識、経験問わず幅広い年代の方にご利用いただきたいと考えているところです。

○鈴木富美子議長 13番、平 進介議員。

○13番 平 進介議員 次に移ります。5番、(5)です。各ミニデイでの健康増進対策としてのeスポーツの推進について市長に伺います。

市内にはミニデイサービス事業を実施している団体が30団体ほどあるわけです。

各ミニデイは、基本的に週1回開催しておりますが、健康増進対策としてのeスポーツをどのように進めていかれるのかという点でございます。

現時点では、eスポーツをN e - s t施設内や各ミニデイで行うことは、機器の操作や機器の運搬、機器の数などを考えれば結構難しいのではないかと思います。市長はどのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

○鈴木富美子議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 高齢者等を対象としたeスポーツの取組については、令和4年度からの2年間健康増進対策の実証事業として出張形式による体験イベントを計6回開催しております、延べ150名以上の市民の皆様にご参加いただいております。

体験会の開催は、eスポーツの知見を持つ民間企業、これは株式会社N T T e - S p o r t sに委託しまして、機材運搬から現地、その会場での操作サポート、アンケート調査等運営業務全般を同社に行っていただきました。

体験後に行った参加者のアンケートでは、8割以上の方が楽しかった、また参加してみたいと回答し、難しいけど、面白い、若返ったようでうれしいなどポジティブなコメントをたくさんいただいております。

このような出張型体験会は、eスポーツの効果検証などを目的として実施したもので、平議員ご指摘のとおり限られた機材や人員の中で実際に市が全てのミニデイを対象に出張開催することは現実的に不可能なのかなと思います。

今後の普及に当たっては、例えばJ A Nの職員が常駐するタスの1区画にeスポーツコーナーを設けて、そこに来場の上ご利用いただくなど持続可能な取組になる方法を検討する必要があります。市民の方が気軽にeスポーツを楽しみ、認知症予防や健康寿命延伸につながるような取組を今後も進めてまいりたいと考えておりますので、ぜひ引き続きご提言をいただければと思います。

○鈴木富美子議長 13番、平 進介議員。

○13番 平 進介議員 時間もなかなか厳しくなってきましたので、例えば各地区のミニデイサービスがN e - s tに出向いて、N e - s t内に設置しているプロ仕様、市長、前の議員の答弁にプロ仕様の機器とおっしゃっておりますが、これを使用して健康増進のためのゲームなどを楽しむことができるのか。

その場合の利用料金です。パンフレットによれば貸切り料金4時間で2万5,000円とはなっているわけですが、そうしたものの料金体制や高齢者が楽しめるようなゲームソフトがあるのかどうかについてだけお聞きをいたします。

終わったか。

○鈴木富美子議長 答弁は控えていただきたいと思えます。

13番、平 進介議員。

○13番 平 進介議員 じゃあ1分半ぐらいありますから、私のほうからちょっとお話だけさせていただきますが、今申し上げましたとおり、あそこのN e s tでミニデイで十何人も行ったときに、あそこの施設貸切りという格好になると思うんですが、そのときの料金は4時間で2万5,000円とかと、こうなってるんです。そうしたところが免除になるのかどうかということもお聞きしたかったですし、高齢者ができるゲームのソフトみたいなものがあるのかどうか。今、「太鼓の達人」とかあるけど、外さあるタイプだと思うんですがということと、あと最後の質問の障がいがある方のリハビリとしてのeスポーツ、これなども非常に長井市の今のまちづくりからいけば大切なことだと思っておりますので、ここもぜひ今後ご検討いただければと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○鈴木富美子議長 ここで暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

午前11時58分 休憩

午後 1時00分 再開

○鈴木富美子議長 休憩前に復し、会議を再開いたします。

竹田陽一議員の質問

○鈴木富美子議長 順位8番、議席番号8番、竹田陽一議員。

(8番竹田陽一議員登壇)

○8番 竹田陽一議員 共創長井の竹田陽一です。よろしくお聞きいたします。

今、消費者の米離れの中、連日のように令和の米騒動が話題になっているようです。米の消費量は1962年のピーク時の半分以下の51キロに落ち込んでいますが、米不足ということが起きております。その要因として、今年の猛暑の影響やインバウンド観光客の増加が上げられております。しかし、2023年産米は、1等米の比率が低下はしてはしておりますけれども、作況指数でいうと101ということで、平年並みの作柄であったというようなこと、それから、インバウンドの増加量も大体1%と言われておりますので、根本的な要因については、米の生産量が低下したことにあるのではないかと思います。

国ではこれまで米の過剰在庫を理由に厳しい政策を取ってきました。生産調整の強化、水田の畑地化に対する手切れ金の支給、流通業界などの買いたたきなど、米農家には大変厳しい状況にあったと言えます。

今、米価格が上昇しておりますが、農家がもうかっているというようなことを言う人もおりますが、そういうことではございません。国に米を売ったのは昨年になるわけです。価格についても昨年の価格であります。したがって、農家には値上がりのメリットは還元されていないこととなります。現在、生産者米価と生産コストはとんとんと言われております。

米は700万トンを生産しておりますが、1,400万トンの生産が可能な状況にあります。今、米